

総合科学技術会議  
第6回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1. 日時 平成13年8月1日(木) 10:00~12:30
2. 場所 虎ノ門パストラル 桔梗の間
3. 出席者  
(委員) 井村裕夫会長 石井紫郎議員 桑原洋議員 黒田玲子議員  
相澤慎一委員 位田隆一委員 石井美智子委員  
垣添忠生委員 勝木元也委員 島蘭進委員 西川伸一委員  
藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員 鷲田清一委員  
(事務局) 大熊統括官、有本審議官、梅田参事官 武田参事官 他
4. 議題
  - (1) 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」について
  - (2) 特定胚の取扱いに関する指針について
  - (3) 今後の生命倫理施策の進め方について
  - (4) その他
5. 配付資料
  - 資料1 総合科学技術会議 第5回生命倫理専門調査会議事概要(案)
  - 資料2 1 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」に対する答申(案)
  - 資料2-2 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」に対する答申(案)の概要
  - 資料2-3 ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案
  - 資料2-4 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」
  - 資料2-5 各委員からの意見
  - 資料3 1 特定胚の取扱いに関する指針(案)
  - 資料3-2 特定胚の取扱いに関する指針(案)に対する意見募集の結果概要について
  - 資料3-3 特定胚の取扱いに関する指針(案)に対する意見募集に寄せられた意見
  - 資料3-4 特定胚の取扱いに関する指針の調査・検討体制について(案)
  - 資料4 各府省における施策の現状

## 6 . 議事録概要

(井村会長)おはようございます。ただ今から、第6回総合科学技術会議生命倫理専門調査会を開催いたします。今日はこれまで検討していただきましたES細胞の指針の答申案をお諮りしたいと思います。議事に先立ち、先月の人事異動で新たに大熊政策統括官が着任されましたので、一言ご挨拶を頂きたいと思います。

(大熊統括官)おはようございます。政策統括官になりました大熊でございます。どうぞよろしくお願いたします。私自身、科学技術庁の官房長時代に、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」の制定に当たりまして、私なりに一生懸命努力をしたことがございます。生命倫理の問題は、ライフサイエンスの振興にとって大変重要で、両方相まって進んでいくと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(井村会長)それでは事務局から、資料の確認をお願いいたします。

(事務局より、資料の確認)

(井村会長)それでは、議事概要ですが、これは既に先生方のコメントを頂きまして、それを踏まえて事務局でまとめて、お手元に配布してあります。特段のコメントがなければ、これで確定をしたいと思います。

それでは議題に入ります。ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案に対する答申案を今日は審議していただきます。前回までの会合で、非常にたくさんのご意見を頂きました。逐条審議をしまして、逐一ご意見を頂いたわけですが、それらをできるだけ取り入れて答申案をまとめました。まず事務局から答申案につきまして概要を説明していただきまして、それからご意見をお伺いしたいと思います。

(事務局より資料2-1を説明)

(井村会長)何回かにわたっていただきましたご議論を、できるだけ入れるようにしました。もちろん全ては入りませんでした。こういう形で答申案をまとめさせていただきました。何かご意見はありますか。

(藤本委員)提供者というものの定義を、明確にしていきたい。これは夫

婦というか、受精胚の提供に関わった精子提供者、卵子提供者です。それを、同意を得る段階で明確にしておくということを、共通認識にしていきたいと思います。

(井村会長) これは注釈か何かに書き込んだ方がよろしいですか。

(藤本委員) 指針では、細かすぎますね。

(井村会長) 運用上の注意のところではどうでしょうか。

(事務局) これは、ご夫婦両者ともということですか。

(藤本委員) 両者ともということです。

(勝木委員) 参考資料として示されましたこの指針案は、答申の時に同時に付けるのでしょうか。

(井村会長) それは少し検討させていただきたい。総合科学技術会議は正式の会合ですので、答申だけにするのか、それとも正式の付属文章として出すのか、すぐに判断ができませんので、お任せさせていただきたいと思います。いずれにせよ、この書類が文部科学省に渡るようにしたいと思っております。

(勝木委員) それは大事なポイントだと思います。本専門調査会は、起草委員会のような感じを持っていたものですから、答申がこういう形で出るとは思っておりませんでした。指針を逐条審議した実態のあるものは、この参考資料の方に表れているわけです。それをまとめて答申案になっていますので、私は是非これを一緒に付けていただきたいと思います。

(井村会長) 答申案は、このように文章にして出すのが一般的ですので、そのようにまとめました。今の勝木委員のご主旨はよく分かりましたので、検討させていただきたいと思います。

(藤本委員) 指針案の中に、国外への分配についての記載がないようです。それから、新しい第24条のインフォームド・コンセントに係る説明で、3項7号で、「ヒトES細胞について遺伝子解析が行われる可能性のあること」となっていますが、遺伝子解析だけで終わるのかどうか。遺伝子解析以外にもいろいろ

るな検査が行われる可能性があるので、遺伝子解析の後に「等」を入れるべきではないかと思えます。

(事務局) 実は相澤委員からもこの問題について、ご意見を頂いています。これについては、この専門調査会でこれまで全く議論されていませんでした。また、今すぐに海外への分配がされることはないと考えられますので、これは適宜見直しの時にきちんとした議論を踏まえて書くべきであり、今、記載するのは性急ではないかと思えますので、今後の検討事項としてテイクノートしたいと思えます。

(文科省) 「遺伝子解析」の後に「等」と加えても構わないと思えます。

(井村会長) それでは「等」は入れることにします。海外への分配の問題は議論しなかったのですが、委員から提起されました。国内の使用機関に関しては、IRBがあること、その結果を文部科学省が審査するわけですが、海外の機関ではそれができないという問題があります。当分の間は海外に出すことは考えない。将来的に必要なになってきたときには、この専門調査会で考えて決めることにしてはどうでしょうか。

(西川委員) ガイドラインを作ることで、日本という単位で一つの考え方を示したわけです。今、使用の問題を考えると一番問題になっているのは、ドイツですが、アメリカやイスラエルから買ってきて使用するという事自体、国の問題になっています。海外への分配の問題に関しては、もう少し国間の話を進めないで、一方的にこちら側が何かを決めておくという問題ではないだろうと思えます。

(石井(紫)議員) 先ほど勝木委員が言われたことに戻るのですが、法文というのは、できる限り簡潔に、簡明に、しかも誤解が起きないようにするという非常にテクニカルな要素を必要とするものです。仮にこれを正式の資料なり文章なりにして付けるにしても、これは、ここで議論したことを法文に落とした一例であり、趣旨はもちろん守ってもらわなければ困るのですが、表現について一字一句拘束力があるものではないという理解だけは頂いておきませんと、後ほど文部科学省で法制局と議論し、彫琢を加えて、ブラッシュアップしていくときの妨げになりかねない。それだけは避けなければならないと思えます。

(位田委員) 今の石井先生のご意見ですが、これは法制局に意見を聞くもので

しょうか。これは文部科学省が出すので、ここで決めておくというのが文部科学省のお考えではなかったかと思っていました。総合科学技術会議本会議で修正されるのであれば、それには従うものと思いますが、この生命倫理専門調査会で、こういう形で作るべきであるという主旨で、もし指針案を確定することができれば、私もこれを正式の参考資料として付けていただきたいと思います。

(石井(紫)議員) 参考文章として出すということは、ここで文章を固めるということになるので、無理だと思います。もう一度逐条審議をしなければならぬことになると思います。

(勝木委員) この専門調査会の位置づけが最初から問題になっていました。つまり、起草委員会ではなくて、最後に出てくるこういう答申で、他の省に行政的な指導をするということが明らかになったわけです。それは、ここでの責任の取り方が明確に出てこないような気がします。普通はもう一度起草委員会に返して、そこで練ったものをもう一度上に上げて、それを承認して、答申にするものだと思います。そこでまた書き換えられることがないという前提で、答申が行われるものだと思うのです。石井先生のご心配も分かりますので、その点は例外的にするとしても、やはり正式書類として入れていくことが、今後の位置づけを明確にする意味では重要ではないかと思っています。

(井村会長) この問題は、正式な文章にするとなると、本会議で審議をしてもらわなければならない。だからそれは不可能だろうと思うのです。参考資料として付けるのならできるのではないかと思っています。

(事務局) 事務局の考えとしては、本会議の場に答申案の参考資料として正式に提出することは可能であると考えています。

(井村会長) そういうことでよろしければ、ご了承いただきたいと思います。

(石井(美)委員) 先ほどの藤本委員からの案で、「遺伝子解析等」と、「等」を入れることになりましたが、「等」という言葉を入れると、何でも有りということになってしまう危険があるので、もう少し明確にしなければインフォームド・コンセントにならないと思う点が一点です。それともう一つは、遺伝子解析といった場合に3省指針との関係は、どういう取扱いになっているのか。それに従う必要性があるのかないのか。

(文科省) 3省の遺伝子解析指針は当然守っていただくということになります。ここに書いていようとまいと、当然の事ながらすでに4月に告示をしておりますので、皆さんに守っていただくのは前提です。それから、遺伝子解析「等」と入れてしまうと、今度他のものかということですが、他に何かあるか分かりかねるので、もし藤本先生の方から有りましたらお願いします。

(藤本委員) 体外受精胚は、人の場合、妊娠初期に約30%は染色体異常です。もし染色体異常の受精胚からES細胞を樹立すると、ES細胞自身のクオリティーに関係し、研究に適するかどうか分かりません。そういう意味で染色体検査というのは非常に重要な、遺伝子解析と同じレベルで重要な検査になりますし、またそれ以外にも、組織適合性抗原の一つHLAの検査も必要になる可能性があります。ES細胞自身のクオリティー保持のためにも必要な検査は遺伝子解析以外にもあるという意味での「等」です。

(勝木委員) 先の石井美智子先生のご意見に賛成です。インフォームド・コンセントの場合は、知識のレベルが全然違うことが前提ですので、「等」という言葉では、聞く方の側には、何か分からないことがたくさん出てくると思います。やはり、明記することが重要になると思います。藤本先生がご心配になるようなことは、大いにあり得ることで、私もそれを明記することは賛成ですが、「等」という言葉を使うと、他のものの抜け道になってしまいます。インフォームド・コンセントの場合には、いわば自己決定を強いるわけですから、明記すべきだと思います。

(位田委員) 新しい第2条3項7号ですが、「及び」の後に書いてある「当該遺伝子解析によりヒト受精胚の提供者が特定されるものではないこと」という部分が問題で、遺伝子解析をすることによって提供者の個人情報が特定されることがあり得ますということ、もちろん個人情報はきちっと保護するのだが、遺伝子解析をするということは、そういうことが有り得るということを説明することが第7号の目的だと思います。その他の検査についてまで、ここに含めていう必要があるかどうかという問題です。

(井村会長) 書き出すと、ますますインフォームド・コンセントが複雑になりますし、ここはこのようにさせていただいて、さらに必要であれば報告書の付属文書の中に主旨を書くということにしましょう。

(勝木委員) 「廃棄」という言葉が、「使用しない」という言葉に書き換えられ

ていますが、全体をもう一度見直してみますと、「廃棄」と「使用しない」ではかなり違う印象を受けます。余剰胚であって、「廃棄」する意思がはっきりしていることが、非常に重要な要件になることは、ES細胞を作る前提として議論されたと思います。使用をしないということで同意を得るとすれば、例えば、使用はしないけれども、凍結しておいて欲しいということもあり得ますし、様々なことが考えられると思うのです。ここはやっぱり「廃棄」と、もう一度元の文章に戻して欲しいと思います。

(鷲田委員) 第2章の新しい6条1号のところですが、ここに「生殖補助医療に使用する目的で作成されたヒト受精胚であって、使用の予定がないもの」という表現がありますが、この案全体では樹立及び使用というのは非常にきちっとした概念として使われていますが、この「使用」というのは、まずES細胞の研究目的で使用するものでない、つまり生殖補助医療に対しても「使用」という言葉が使われ、ここでは意味が変わっています。

(事務局) 今日新しくお配りしている文章では、ご指摘のところは、「生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないものであること」と再修正しています。

(勝木委員) 「用いられないもの」というのは結果であって、廃棄するかどうかということとは違うと思います。「廃棄する」ということは、議論の中で前提としていたことですから、提供者の意思を尊重するという意味で、「廃棄」に戻して欲しいと思います。

(石井(紫)議員) 「廃棄」でなくて、「ヒト受精胚を生殖医療に用いる意思がないこと」ではだめですか。

(勝木委員) 用いる意思がなくても、それを凍結しておきたい、埋葬したい、ということがあり得るわけです。それは使ってはいけないことだと思います。廃棄するものであるから、それを使っても良いという考えになったと思います。

(石井(紫)議員) 生殖補助医療と廃棄の間には、保存しておくとか、埋葬するとかいろいろある。本当に「廃棄」でないとだめだということですか。

(井村会長) ここは藤本先生、一般の生殖医療の現場では「廃棄」という言葉は使わないのですか。

(藤本委員) 生命の萌芽を廃棄するというのは、この言葉を聞き、受ける提供者の心情としては、きつい言葉でないかと思います。

(勝木委員) すぐきついことをやるわけですから、その実態をきつく言い切るべきだと思います。

(井村会長) 言葉の使い方は難しく、曾野先生からは「樹立」という言葉がおかしいと言われたり、いろいろあるのですが。ただ、良い言葉がなかなか思いつきません。

(藤本委員) 英語では、*unused* という言葉も使います。余剰胚は *left over* ということで、日本語にそれ以上適当な良い言葉がないように思います。未使用胚は、*Unused ova* で、*unused* という言葉を英語ではよく使います。廃棄には *discard* という言葉が使われていると思います。

(石井(紫)議員) 指針の文章に「廃棄」という言葉を使うということと、インフォームド・コンセントを得るために、説明する人が使う言葉がどうであるかということの間にはずれが出る可能性がある。現場で必ず「廃棄」という言葉を使えという趣旨では必ずしもないのではないかと思います。例えば、「処分してよろしいでしょうか」という言い方もあるわけです。逆に、勝木先生の言われるような心配を前提にすると、ここの指針の文章では「廃棄」という言葉を使っておいた方が、提供者でなくて、樹立機関あるいは提供機関の関係者にとっては、分かりやすいのではないのでしょうか。提供者に「廃棄していいのでしょうか」という言葉は普通使わないのではないのでしょうか。そういうときにこの趣旨がちゃんと伝わるような言葉使いをしていただければ、それで良いだろうという気がします。

(井村会長) それでは、これはインフォームド・コンセントのところではありませんので、現時点では研究者を対象としたガイドラインですから、「廃棄」という言葉を使わせていただきましょう。そういう形の方が、確かにはっきりすると思います。

(石井(美)委員) 考え方としては勝木委員に賛成なのですが、生命の萌芽として尊重されなければならないヒト胚を、「廃棄」という言葉で対象とするもので

あるということをここで明確に表現することは、良いものなのかどうか。

(黒田議員) 私も同じことを感じていて、廃棄という言葉をここで書くのではなくて、「将来においても当該目的に用いる予定のないもの」というような言い方にした方が良いのではないか。

(勝木委員) 他に使えることがあるわけです。凍結胚を、「これはもう子供にしませんね、処分していいですか」といった場合に、そのまま永久に保存しておいて欲しいという場合もあるでしょう。それはもう使えないわけです。また、提供者が亡くなった場合もそういう状態が出てきます。この倫理規定で必要なことは、そこに明確な意思があるということが前提になっているということだったと私は思いますので、「殺しても良いですよ。それに使って良いですよ。」と言われていないと、論理構成が成り立たない。いずれにしても殺してしまうのですから、そこは倫理と矛盾することは明らかですが、私は基本的には良くないと思いますが、ベネフィット論との関係です。

(井村会長) それでは、いい言葉はないですか。「処分」はどうでしょうか。

(大熊統括官) 勝木先生に質問ですが、例えばずっと凍結していきたいと思われた場合には、ES細胞の研究には永久に使えないことになるのでしょうか。新しい第6条4号について、「次の各号に掲げる要件を満たすものとする」というのは、これがあつたら必ず相手方の意思がどうであれ使えたと決められた要件ではないと思います。

(井村会長) それはそういうことです。インフォームド・コンセントがなければ使えないわけですから。

(勝木委員) ここで廃棄という言葉積極的に使ったのは、最初の議論で少なくとも意思として廃棄するという一つの判断があるわけです。尊い犠牲として出すという判断があるわけです。使用しないかどうかと聞くことと、判断することとは相当大きなギャップがあると思います。ですから、廃棄するものだから使っても良いという議論がありまして、それは提供者の廃棄の意思が非常に重要だという結論になったので、キーワードのような気がしています。

(大熊統括官) 人クローン法の策定の時、人の生命の萌芽というものの重要性は大変議論があつたと思いました。従って、先ほどの石井先生の態度について、

私自身は生命の萌芽について、それを廃棄という言葉にするのは、??

(勝木委員) 大熊さん以上に、私はそう思っています。だからこそ、「廃棄」という言葉を変えて、ごまかす必要はないのだと、私はそう思います。

(西川委員) 全然違う観点からですが、廃棄という言葉で良いと思うのですが、勝木先生は全ての方が余剰胚はヒトそのものと同じく尊いという形でしか考えられないという前提に立っていますが、細胞の塊にしか過ぎないという考え方の人もおられると思います。いろいろな意見があって、しかし、現実行われる行為に関しては、重い場合もあるし、軽い場合もあるけれども、基本的には廃棄という形で処理しておくのが良いと思います。例えば *discard* という言葉がイギリスのレポートでは使われています。私は言葉としては「廃棄」で十分であると思います。

(鷺田委員) 私は、廃棄という言葉はやめた方が良いと思います。この指針全体の思想に関わると思いますが、ヒト胚を人の生命の萌芽であると見なすということがどういうことかといいますと、「ヒト胚というのは人ではないけれども、しかし人ではないからといって物ではない」という思想なのです。一応廃棄というのは、通常廃棄物という形で物と見なしたものに使う言葉ですから、ここで物でないものに関して廃棄という言葉を使うと、全体の思想と背馳するような気がします。ここはナーバスになった方が良いという気がします。

(西川委員) 例えば、人工流産の胎児の扱いに関する言葉はどうなっているのですか。一応、適切に処理するということが必要になっているわけですね。いろいろな形で処理されると思うのですけれども、具体的に調べられたら分かるのではないかと思うのですが。

(藤本委員) この件に関しては、実は学会の会告がありまして、受精卵、胚の凍結保存のところで、生殖医療のために用いなくなった場合には、研究者すなわち医師の責任において、「法に準じて処理する」となっております。法というのは死体解剖保存法ですが、法に準じて処理するという言葉で表現されていません。

(町野委員) 問題は2つあると思います。一つは、とにかく余剰胚の中で滅失を決められているものだけを使うべきだということをはっきりさせなければいけないということです。勝木先生の言われる通りで、「用いる予定のない」とい

うのは具合が悪いと思います。第二の問題は、そこで「廃棄」という言葉を使うのが妥当かということです。他に適当な言葉がないかと私も考えてみたのですが、あまり適当な言葉が見つかりませんでした。臓器移植法では、使用されなかった臓器は「廃棄」されるものとするということだったと思います。廃棄という言葉は法令上は使われてきた言葉だと思います。ヒト胚だから、これはけしからんと、その気持ちは分かりますが、もう少し適切な言葉があればよいのですが、ない以上は仕方がないのではないかと私は思います。

(石井(美)委員) 臓器とヒト胚は違うと思います。

(西川委員) そうは言いますが、そんな単純なものではなくて、臓器と同じように扱うという考え方もあると思います。例えば、将来的な問題として、胚を自分が生み出して売買の対象とする、全然違う範疇でものを考える人が出てくる可能性があるのです。様々な考え方があるという前提で物事を考えておくべきで、その場合には、当該目的に使用する予定はもちろんないわけです。「廃棄」ですっきりすると思います。

(垣添委員) 私もこの指針が胚を使う、ということを前提にして考えられている、つまり研究のための指針ということからすると、今の議論は明確にしておくべきだと思います。廃棄という言葉、少ししっくりしないのは分かりますが、もし使うとしたら、廃棄という言葉が良いのではないかと思います。

(位田委員) 西川先生の立場に立つと、廃棄という言葉でよいのでしょうか、逆の立場に立つと、廃棄では具合が悪いわけですから、だから廃棄でよいということにはならないと思います。とすればやはり中間的な言葉を探さざるを得ない。例えば、ヒト受精胚であって、廃棄という言葉ではなくて、「滅失される予定であるもの」というのはいかがでしょうか。少しニュートラルではないかと思うのですが。

(西川委員) 勝木先生もかなり厳しく言われているのは、どこかのレベルに合わせた言葉が、インフォームド・コンセントの時にちゃんと篩いになり得るということを行っていると思うのです。ものすごく尊いと思って埋葬するという方に、何かごまかしてインフォームド・コンセントを取ること自体が間違いであって、廃棄という言葉をはっきり言うことによって、そういうことでは提供者になるのは止めましょうとなって、細いパスにしておけば良いという形でやっているわけです。多分ポジティブに反応される方というのは、かなり

違う考え方を持っておられる方ではないかと予想しています。

(位田委員) 勝木先生は、捨ててしまうことを強調されているのではなくて、胚を破壊することが重要だと言っていると思うのです。「廃棄」では物として捨ててしまうという感じが入るので、非常に崇高なものだと思う考え方からすると、廃棄では物に近づき過ぎてしまうのではないか。勝木先生の意見は、私も同じなのですが、人の生命の萌芽である胚をそこで破壊してしまうということが重要である。そうであれば、そういう言葉を日本語に直せば、滅失ではどうでしょうかというのが、私の提案です。

(井村会長) ちょうど意見が半々ぐらいに分かれてしまいましたね。座長として非常に困りますが、今位田委員が言われた言葉も参考にしながら、もうちょっと適切な言葉があるかどうか、主旨は活かしながら考えさせていただきたいと思います。

(大熊統括官) 大幅な変更にならないですか。

(井村会長) 言葉の問題だけですから、主旨は変わりません。廃棄という言葉を使うか、滅失という言葉を使うか、それ以外に処分とか他の適切な言葉があればそれを使うという問題だけです。

(石井(紫)議員) 答申案は、どうなっていますか。

(事務局) 「廃棄」は不適當であるとしています。答申案の(14)のところに書いてあります。

(石井(紫)議員) 答申案そのもののワーディングですから、ここは議論すべきですね。

(島園委員) 勝木先生の考えに、私は賛成です。西川先生の言われることはわかりにくいのですが、いろいろな意見があるにしても、基本的には命が失われることへの慎みが表現されるべきだと思います。そうすると、言葉としては「廃棄」は日本人の考え方に合わない気がします。「滅失」という言葉もあまり使われる機会はないと思いますが、命が失われるという表現はあるわけで、そういうニュアンスを今後込めて使って使う可能性がありますので、どちらかというところ滅失という言葉の方が適切ではないかと感じました。

(井村会長) それでは、「将来とも使用されず、滅失の予定のもの」とでもしますか。「滅失させる」の方が良いですか。

(桑原議員) 技術的なことで質問に近いのですが、生殖補助医療を受ける方は、お一人だけ欲しいというのが基本的だと思います。余分なものを作って欲しくない。ここでは余分なものができるしまうということで議論がされていますが、3年の見直しの中で、1人しか作らない技術はできないのですか。

(藤本委員) いろいろ考えがありまして、一人に限定するのは難しいです。既に今までお一人子供さんがいても、2人、3人と同じ技術で欲しいという方もいらっしゃいます。

(桑原議員) そういう意味ではなくて、補助医療を受ける動機は、もう一人、二人とか、ある特定の数のお子さんが欲しいということで受けられると思うのですが、それに対して余分なものができるしまうという科学技術のギャップが3年以内に解決してしまうと、意図を持って余剰の胚を作らない限り、余剰は出てこないわけです。技術が追いつかず余剰の胚が出てくるから、それを使おうということですが、それは、この3年間くらいは成立する論理なのですか。

(藤本委員) 現場では、1回の体外受精をするのに、受精卵を最高3つまで子宮に戻しますが、それ以外にたくさん受精卵を用意しているのです。というのは、1回受精卵を子宮に戻すことを、例えば100人に戻しても20人くらいしか成功しないですから、受精卵をたくさん凍結して残しておいて、次の性周期のときに、その受精卵を融解して子宮に戻します。平均すると少なくとも6個から10個の受精卵を作り、そのうち3つだけを1回に使っています。

(井村会長) それでは、廃棄という言葉避けて、「滅失させる予定のものである」としましょうか。自動詞だけれども、動詞で使うのではなくて、名詞で使うのだから、「滅失の予定」でどうですか。滅失するのは提供者の意思ですから。

(石井(紫)議員) 「滅失」という言葉を使うということが決まれば、後は「てにをは」はお任せいただいて良いと思います。

(井村会長) もうこれ以上議論しても同じですから、「滅失」という言葉を使うということでどうでしょうか。

(事務局)「滅失」という単語を使って、動詞で使うか名詞で使うか考えます。

(井村会長)名詞で使って、「滅失の予定」で良いのではないですか。

(石井(紫)議員)「予定」と書いてあるところと「意思」と書いてあるところと、実は両方あるのです。第6条第1号の滅失は「予定」です。そして第20条の第4号は「意思」です。

(勝木委員)滅失というのは誰かがやるので、廃棄の方が人気がないので言い出しにくいのですが、廃棄という言葉こそが胚をES細胞にするかどうかの前提条件としてここから始まる話になるわけで、提供する人との関係がそこで一旦切れるわけです。滅失では誰かがすることを前提にするわけです。やはり切れる方が良いと思うので、胚に対しては慎重さが必要だということで、廃棄という言葉が適当であると思います。主旨としては、廃棄という言葉を使った方が、非常に明晰になると思います。

(井村会長)これは、一晩議論しても終わらないですね。

(町野委員)皆さんのお考えになっているところは、だいたい同じになってきたと思います。滅失という言葉を使いますと、指針案の7ページのインフォームド・コンセントの中の内容で、受精胚が樹立過程で滅失することという書き方をされていて、操作している間に死んでしまうという意味です。ですから、それと同じような誤解を与えるわけで、廃棄は確かに言葉としては問題かもしれませんが、ともかく葬る、他のものには何も使わない、そのまま命を終わらせるというのが廃棄なわけですから、その主旨が出るような言葉に是非していただきたい。滅失では具合が悪いような気がします。

(井村会長)これは自然に滅失するのではなくて、受精胚を利用すれば、それが滅失されるという意味ではないでしょうか。「滅失する」としたら、確かに自動詞だから自然に消えていくことにはなりますが、「滅失させる」とすれば、滅失させることになるということです。この辺で、結論にして下さい。基本的に滅失という言葉を使いまして、後修文の方はお任せいただきたい。それでよろしいでしょうか。それでは、これを受けまして、次の総合科学技術会議本会議に答申案として出したい。そこで認められたときには、文部科学省において、付属文章、参考資料に基づいて修文をしていただくということにしたいと思いま

す。まだありますか。

(勝木委員) まだ細かいことがあるのですが、答申案の1ページ目の第2パラグラフの最後の方に、「研究者の自主性や倫理観を尊重した柔軟な規制の形態が望ましい」と書いてありますが、「研究者の自主性や倫理観を尊重した」という修飾は非常に限定的ですので省いた方が良いと思います。それから(3)ですが、「ヒトES細胞の使用は、ヒト胚の滅失を伴う樹立に比較し生命倫理上の問題が少ないと考えられるが」と書いてありますが、これは言わずもがなのことだと思います。ここで言いたいことはそういうことではなくて、その後の「ヒトES細胞はヒトのあらゆる細胞に分化できる云々」ですから、ここで「使用については倫理上の問題が少ないが」と限定を付けるのは、やや議論が分かれるところなので、削除すべきではないかと思います。それから(10)、「ヒトES細胞の研究において、最も重要な生命倫理上の問題は」と書いてありますが、「最も重要な生命倫理上の問題」と限定するのは、その後のことをかなり強く否定することになりますので、これも省いても文意は変わらないと思います。それから、最後の運用のところ、3.(2)で、「今後ES細胞が医療分野や産業分野で利用されていくことが予想されることから」とありますが、ここで言いたいことは厚生労働省及び経済産業省と密接な連携を保てということだと思いますので、「ES細胞の医療分野や産業分野での利用については改めて検討すべきことであるが、本基礎研究に関する指針と密接に関係することから、厚生労働省云々」というふうにすべきではないか。予想されるということをここで曖昧に述べるよりは、この指針の中でも既に連携を取っていて、次につなげるべきというのがここでの意見ではなかったかというのが、私の意見です。

(井村会長) 1ページのことについては、「研究者の自主性や倫理観を尊重した」は抜いた方が良いわけですね。それは文意は変わらないですね。(3)は「考えられやすいが」と既に修正されてあります。それはこれでいいわけですね。6ページの「最も重要な」は抜こうと思います。それから、最後のところもご指摘の通りなので、そのようにしましょう。

(石井(美)委員) 私も一番気になっていたのは最後のところで、勝木先生の意見で修正されるのならば結構なのですが、新たに基礎的研究を越えるときについては、合同的な指針作りが見込まれるという主旨のことを盛り込んでいただきたいということです。それとも関連するのですが、これは文科省の諮問に対する答申であるからそうなるのかもしれませんが、3省という関係からいけば、文科省に連携を求めるのではなくて、この委員会として、他省についても

この指針について適正な対応を求めるといふ、そういう答申案にはできないのかということだ。

(井村会長) その問題については、今日後で、また議論をしていただきたいと思います。他省とこの専門調査会との関係です。だから今ここで書き込むのは少し問題で、勝木委員が言われた程度のことにしておきたいと思います。

(黒田議員) 先ほどの1ページの「研究者の自主性や倫理観を尊重した」というところをすっかり除いてしまうと、「技術的進展があるので、柔軟な規制に」となってしまうので、それはまずいから、やはり「倫理観を尊重した」というのは、残した方がよいと思います。

(勝木委員) 黒田先生の言われるような指摘があると思いましたが、「樹立に関して厳格な規制の枠組み」の前に、「この研究がまだ端緒についたばかりの分野であり、今後の技術的進展に適時対応する必要があることから、樹立に関して厳格な規制の枠組みを、また使用について一定の枠組みを整備すると共に、柔軟な規制の形態が望ましい」とすれば、文意が通ると思います。自主性や倫理観を研究者に委ねる書き方は、まずいと思います。

(黒田議員) 「研究者の自主性や」を抜いて下さいということだ。

(井村会長) この答申の倫理観に基づいたということだと思えます。

(島園委員) 勝木先生の主旨に私は近いのですが、研究者の倫理観という個人のこと。今の文脈は、研究者の倫理観となっておりますので、それを前の言葉を取った場合は、全く違う文章になってしまいますから、前を付けないと、どういう倫理観が明確にならないといけなと思います。

(勝木委員) 柔軟な規制の形態が望ましいということが一番大事なポイントなので、柔軟な規制が望ましい理由は、今後の進展が適時あるということだと思えます。倫理観に基づいたということは、全体がそういうことですから、むしろそこははずした方がよいと思います。ここを除くと文章がおかしいというのは、多少「てにおは」的におかしいと思うので、ここは文章をお任せいたしますが、この倫理観とか自主性とか研究者という言葉は除いた方がよいと思えます。

(石井(紫)議員) 柔軟な規制をする根拠は、理由はなんですか。技術の進歩ですか。

(勝木委員) そうです。

(井村会長) では、そこはお任せいただいて、始めからもう一度読んでみます。

(鷺田委員) 答申案の2ページ4行目ですが、「生命の萌芽と言えるヒト胚を不適切に扱うこと自体が人の尊厳を侵しかねない」というのは、ちょっと同義反復な感じがして、不適切であれば最初からだめなので、ここは、「ヒト胚を操作的に扱うこと自体が人の尊厳を侵しかねないものであり」とすればどうかと思いますが。島菌先生が異論を提出なさっていることも、この操作的という言葉に換えることで少しは反映されるのではないかと思いました。

(井村会長) 操作的というのは、どういう定義になるのでしょうか。

(鷺田委員) 人為的に操作する。人為的に生命の過程に介入するということではないでしょうか。

(井村会長) しかし、これは人為的に介入せざるを得ないことです。

(鷺田委員) それがいけないというのではなくて、そのこと自体が場合によっては人の尊厳を侵しかねないということです。それは、侵すとは言っていないのです。侵しかねないと言っているのです。

(井村会長) 不適切にという言葉も曖昧な言葉ですが。

(鷺田委員) 不適切かどうかを判断する根拠は、何でしょうか。

(井村会長) 「ヒト胚を操作すること自体が」ですか。

(町野委員) この部分のポイントは、ヒト胚を不適切にいじくることが人の尊厳に反するということがポイントだと思います。「不適切」を「操作」に換えるとマニピレートということですから、狭くなるということだと思います。私はこのくらい広くて結構だと思います。

(石井(美)委員)「不適切に」は取ってしまう。

(井村会長)ヒト胚を扱うこと自体、それは必ずしも悪くないですね。体外受精で扱うわけですから。

(石井(美)委員)侵しかねない。侵すとは言っていないですね。

(位田委員)ヒト胚を不適切に扱っていると、これは人の尊厳を侵すことですから、「侵しかねない」ではなくて、「不適切に扱うこと自体」を取りあげて、「不適切に扱うことが人の尊厳を侵すものである」と言ってしまうときつすぎるでしょうか。

(島菌委員)生殖技術は、自然に起こるはずのプロセスを補助することから始まっています。それに対してヒト胚研究で問題になっていることは、自然のプロセス以外の人為をそこに介入することなので、そのニュアンスを入れるのに「操作的」というのは私には理解できる表現です。

(位田委員)先ほどのことを撤回します。「不適切に」を除くことで良いという気がしてきました。「ヒト胚を扱うこと自体が人の尊厳を侵しかねない」。しかし、生殖補助医療は尊厳を侵すものではないという前提の下で、この話は始まっていますので、侵す可能性はあるが例外はある。「不適切に」を除けば、その曖昧さも無くなると思います。

(井村会長)私もそういう感じがしていたもので、それでよろしければ、そういうふういたします。

(相澤委員)研究者として切なるお願いをしたいのですが、資料2 - 5で島菌先生がこの答申案に同意しないということは、確認しておいた方が良いでしょう。そういう委員がいたということは、将来極めて意味を持ち得ることだと思います。この後の資料に、私の希望が載せてあります。第30条の分化細胞の取扱いで、「分化細胞の使用は、当面、ES細胞の使用とみなすものとする」とするのは、研究者からするとあまりの規制だと思います。我々の皮膚から採取した分化細胞については何の規制もないにもかかわらず、ES細胞から由来した分化細胞は、ヒトES細胞を使っているのと同じように全ての規制を受けるとするのは、研究者にとっては通常に受け入れられる概念ではありません。この条項は、いわば道路交通法みたいなもので、犯したことに對して何も精神

的に呵責は感じないで、バレたら運が悪かったという、空文化を生むおそれがあると思います。分化した細胞は基本的に自由に使って良いもので、ヒトES細胞の使用と同じような厳格な基準をそこに求めるのは、あまりにも過剰反応で、かえってマイナスの効果を持つと思います。この条を削除していただけないかというのが、私の研究者の立場からのお願いです。

もう一つは、海外からリクエストがあったとき、分配するのかどうかという議論だけは少なくともする必要のあるのではないのでしょうか。また、海外からES細胞の提供ですが、この指針によって樹立されたヒトES細胞は売買の対象としてはならないとしています。外国からのヒトES細胞の購入は、認めるのか禁止するのか、はっきり書かれていません。この指針で樹立したES細胞を無償で提供しなければいけないとすると、海外の会社からヒトES細胞を買うということは、同じ論理の中では認められないということになると思います。この問題は、少なくとも議論はしておかなくてはならないと思います。

(井村会長) この後予定している重要な問題を議論ができなくなりますが、こちらでも大事だから、ご意見を伺いたいと思います。

(西川委員) 海外の問題は、アカデミックなところでは基本的に売買という形は採らないと思います。ただし、産業界で使うという話に関しては、相澤先生が指摘する問題が出てきます。ただこの指針自体は基礎研究を目的としていますから、その問題に対しては、新たな議論を必要とするという形で決めている範疇で、海外から買ってやるという問題に対しては、相澤先生が大学でやる分には多分問題がないと思います。

(相澤委員) 実際的にはなくて、海外から買って研究するというのを、認めるという考え方なのか、認めないという考え方なのか。

(西川委員) 認めるという考え方ですが、実際売買を伴わない形で。

(相澤委員) 買って研究をすることを、海外からなら、研究しても良いと、この調査会では認めるということですか。

(西川委員) 買うことに関しては、この指針の全体の大きな枠でいうと、海外から買う買わない、海外に配ることにしても、基本的にこの指針を遵守するという考え方です。ですから、はっきり言うと、買わない。

(文科省) 海外に配るという話は、まだここに入っていない。それは議論していただかないといけない話だと思います。海外から分配を受ける場合、指針案の 8 ページ、第 27 条第 3 項に、「前項の規定にかかわらず、使用機関は、文部科学大臣が本指針に定める提供及び樹立の基準に従って樹立されたものであると認める場合には、海外から分配を受けるヒト E S 細胞を使用することができるものとする。」と、一応ここだけですけれども、海外から提供を受ける場合には、一応考えています。

(相澤委員) 私は、購入して使うということを認めるのか認めないのか、この調査会としてどうなのかということだけで。

(文科省) この指針は、購入を認めていませんので、分配を受けるという言葉を使っています。実費だけは払っても良いと思うのですが、それ以外の購入は認められないということです。

(井村会長) 分配については先ほど議論をいたしました。使用機関がどういうところであるとか、その IRB がどうなっているのか、そういうことが分かりませんから、当分の間は海外へは配布しないことにしたわけです。

(相澤委員) 残っていることとしては、第 31 条の分化した細胞の分配です。

(井村会長) それは非常に重要な問題ですね。

(勝木委員) これを議論したときには、E S 細胞の性格、分化細胞の性質について、まだよく分かっていない状況だったと思います。いろいろな事実がまだ明らかになっていない時期には、E S 細胞の前提としては、よく調べていないから、ヒトの E S 細胞と同じように扱おうと考えたと覚えているのです。しかし、相澤先生が言われることも、この数年で進んできたことも分かるので、相澤先生が代替案として提案なされているところですが、「抜け道を防ぐ」、これは本意ではないでしょう。先生の資料 2 - 5 の抜け道となることへの危惧が高い場合とありますが。

(相澤委員) これは、第 30 条を全く削除してしまったときに、抜け道となって、「これは分化細胞だ」と言っ張って、やってしまう人がいるかもしれないから、それをもし危惧するのであれば、この条項が必要になると考えました。

(勝木委員) 私はとても危惧します。

(相澤委員) それを危惧するならば、下のような条項に換えてもらえないかという意味です。

(勝木委員) これだったら良いということですか。ちょっと検討させて下さい。

(西川委員) 扱っている細胞の実態がどうであるかが、ここで問題になるのではなくて、ES細胞に対してこれだけ議論しているのは、基本的に国民の懸念があることに対して、例えば島菌先生が分かりにくいという問題ですが、私もその懸念を十分認めて、議論に参加しているわけです。指針の内容はディスクロージャーするということだから、懸念されていることに関しては、頑張ってディスクロージャーを奨励していきましょうということの良いのではないですか。分化した細胞について確かにいろいろ問題はあるけれども。

(相澤委員) ヒトES細胞の何が問題であるかということ、ヒト胚をむやみに便利性の名のもとに実験材料にしてしまっているのかということに対して、これは極めて限定して認めましょうというポイントと、ES細胞から個体を再構成するようなことを認めないという2点は、極めて厳格に、最初の出発点としましょうというのがこの指針案の基本的な考えだと考えています。そうでない事に関してまでも、糞に懲りてなますを食うようなことをやるべきでないと思います。

(西川委員) そう言われますが、そうでないかどうかという問題に関しても、ディスクロージャーする必要がある場合があると思います。

(相澤委員) もしそれを心配されるのであれば、それぞれの生命倫理委員会の責任において、分化細胞であることをどう判断したかディスクロージャーすればいいのではないのでしょうか。分化した細胞を、研究者にES細胞と同じに思えと言っても、絶対に無理です。

(勝木委員) 空文化するという問題は確かにありますが、例えば逆に、血液幹細胞がES細胞的な性格を持つということが最近分かってきました。そうになると、世の中の懸念は、むしろ血液幹細胞みたいなものを制限しようという方向に向かう可能性があると思います。それは科学技術の進歩によって、前提が少し変わってきているわけですから、ここはやはり、本当にケースバイケースで、

ステップバイステップで、今当然であることも明日はひっくり返っているかもしれないという慎みを持ってやるのが、本来の意図ではないかと私は思います。

(相澤委員) この議論をすると、果てしなくなりそうです。実際上の問題を考えると、3年間の間に分化細胞株の配布は実際限られた場合だけでしょうから、当面は条項を残すとしても、少なくとも3年後の指針を見直すときの検討事項として、分化細胞の取扱いは、残されている一つの問題であるということを確認していただきたいと思います。

(井村会長) それは、もちろん当然ですし、議事録には残しておきたいと思います。分化細胞の分配は、「文部科学大臣が指針の基本方針に従っていると認める場合のみに行うことができる」と書いてあるので、それで当分の間、必要なときにはそういう形で分配することにしたいと思います。

(島園委員) 資料2 - 5にある私の意見書ですが、今日の議論は前回までに行った議論に基づいて答申案を検討するということですので、答申案については今日の修正を踏まえて適切にまとめていただいたと思いますが、審議のプロセス全体に対して、私は同意できない点があるということをもとめさせていただきました。その主な点は、指針が研究者のためであるということに疑念がありまして、実験室の中のことでも国民生活の中で行われていることであるという考え方が必要であるにもかかわらず、審議の過程で十分に反映できなかったということがここに書いたことです。具体的にもう少し反映していただきたかったことを、3, 4, にまとめさせていただきました。先ほどの相澤先生の議論と結びつけますと、相澤先生のご理解は、個体さえ作らなければ良いというところで基本的考え方が書かれているということですが、私の理解はそうではなくて、全能性ということによって大きな歯止めがかけられていると考えていて、そのことがこの指針案には十分反映されていないということが、最も大きな理由です。この審議会の中に他にも反対の方がいると思いますが、私は明確にこの指針案には同意できないということを申し上げておきたいと思います。

(井村会長) 今のご意見は、議事録にきっちり留めておきたいと考えています。全能性の問題は前から議論があったところで、これについては事務局でかなり注意して、全能性とか多能性とかいう言葉を避けていただきました。ただ、一方では、ある発生学の学者から、「全能性は間違いであるから、訂正して欲しい」と言われました。いろいろな意見があるわけですので、そこは現在でははっきりした言葉を使わないで、「あらゆる細胞に分化する可能性がある」という言

葉でまとめさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思います。よろしければ、あとちょっと審議していただきたいと思います。

(位田委員)先ほどの島藺先生のご意見はよく分かります。問題は、国民にES細胞というものがどういうものであるかが必ずしも十分に理解されていないままで、この議論をしたということだと思っています。しかし、今この指針を作らなければどうなるのかという問題もあるもありますこの指針の性格としては研究者向けの指針なので、これは今作る必要があったと私は思います。内容についていろいろ問題があるとしても、それを3年間実際に動かしてみてもう一度考える機会が与えられていると思います。一つだけお願いしておきたいこととして特に議事録に残していただきたいと思いますと思うのは、この指針ができた後でも、一般の人たちに対して、ES細胞の研究がどういう利益があり、どういうリスクがあるのか、そして人の生命の萌芽を滅失させるものであるということ、きちっと理解していただくような努力を、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省の人たちも努力をしていただきたいと思います。

(井村会長)これは前にも議論になりましたが、この指針は、これを扱う研究者のためのものです。「基本的な考え方」は、できるだけ一般の人にも理解をってもらうために、基本的考え方をまとめる時に一度だけではありましたが、公開シンポジウムを開いて、一般の人たちにも参加していただいて議論しました。しかし、我々の努力がまだまだ足りないということは痛感をしていますので、今後もいろいろな機会を捉まえて、皆さんの理解を深める努力をしていかなければいけないと思っています。それでは、次回の総合科学技術会議の本会議にかけて、正式に文部科学大臣への答申とさせていただきますと思います。よろしゅうございますでしょうか。有り難うございました。

それでは次の議題に移ります。特定胚に関する指針案についてです。クローン技術規制法に基づいて特定胚の指針が文部科学省でまとめられ、6月23日から7月23日までの1ヶ月間、パブリック・コメントがなされていました。その意見の概要がまとまりましたので、本日はこれについて説明を頂いて、その後で今後の扱いについて審議したいと思います。それでは文部科学省から。

(文科省より資料3-2、3-3に基づいて説明)

(井村会長)特定胚の指針案の検討の進め方についてお諮りしたいと思います。文部科学大臣から諮問されて、今年の11月までに総合科学技術会議の本会議で意見をまとめて答申しないといけません。これは法律で規定されていること

です。この専門調査会全体として逐条審議しますと非常に時間もかかるので、提案としては、この特定胚の指針に関するプロジェクトチームを作り、そこで議論をして、適時この専門調査会に報告していただき、そしてここで議論することにはどうかと考えています。事務局で資料を用意しましたので、まずそれを説明していただいて、その上でご審議していただきたいと思います。

(事務局)資料3-4「特定胚の取扱いに関する指針の調査・検討体制について(案)」をご覧ください。1.は井村会長から説明があったとおりです。2.で特定胚のプロジェクトで集中的に議論を行い、指針に関する意見の案を10月上旬を目途にまとめて本専門調査会に報告する。その間も特定胚のプロジェクトはいろいろな状況について適宜調査会に報告をする。プロジェクトチームとしては、9人の委員を中心として構成したいと考えています。石井議員、石井委員、位田委員に座長をお願いしたいと思います。垣添委員、勝木委員、島蘭委員、西川委員、藤本委員、町野委員をお願いしています。このプロジェクト会合も公開で実施し、また、上記以外の専門調査会のメンバーにもプロジェクト会合のご案内をしますので、適宜参加をお願いしたいと考えています。

(井村会長)この提案に関して、ご意見はありますか。プロジェクトのメンバーの方にはご苦勞をかけると思いますが、期間が限られていますので、こういう形で進めたいと思います。位田座長を始めメンバーの方々にはよろしく願いたいと思います。

(位田委員)座長を押しつけられたような形ですので、メンバーの先生方にはよろしく願いたいと思います。確かにこれは時限がある問題なので、それまでに作らないといけないことはよく理解しておりますが、そのために時間に迫られすぎて議論を不十分にしたくはありません。できるだけ十分に審議の時間を取りたいと思います。2時間ではほとんど議論が煮詰まらないので、お忙しい先生方には非常にご迷惑なのですが、例えば3時間とか、少し長い時間を取るようなご配慮を頂ければと思います。よろしく願いたいと思います。

(井村会長)これは事務局の方で検討をさせていただきたいと思います。

(勝木委員)特定胚とES細胞の指針は、基本的にベースとなる考え方は非常に似ているというか、同じに近いと思います。後で混乱を招くと思いますし、言葉の使い方も一致させる必要がありますので、この特定胚の指針の中で、ES細胞の指針との整合性ということも含めて是非議論したいと思います。

(井村会長)それは結構です。ただ、別々に文部科学大臣から諮問を受けていますので、ES細胞の指針は早く文部科学大臣に答申をしなければなりません。今後特定胚の指針を議論する中で、必要があればここにあげていただいて、議論の方が良いと思います。本来ならばヒト胚の全体から議論をしたいと思って、一番最初にそれを提案したのですが、逐条審議に入って、それに時間を取られて、ヒト胚全体の議論が実はできていないわけです。ここはヒト胚の取扱いを今後どう考えていくのかが大きな問題になると思います。

(島園委員)その点について、会長はどのように今後の展望をお考えですか。

(井村会長)それについては、次の議題でお諮りしたいと思っています。各省がいろいろな形で今、生命倫理について議論をしているわけです。それとこの総合科学技術会議の専門調査会との関係を、今後どう整理するかが問題になります。その場合に生命倫理全体について議論をしていくのかということも考えますが、しかしこれは非常に大きな問題です。人の生命の誕生から死に至るまで、非常に多くの生命倫理上の問題を抱えているわけですが、それ全体を通じて一つの理念をまとめることができるのか。それとも取り敢えず今問題になっているヒト胚の全体についての議論を先行させるのか。その辺は後でご意見を伺いたいと思います。

(位田委員)ES細胞の指針については、パンフレットを作られていたと思いますが、特定胚についてはどうなさっているのでしょうか。

(文科省)まだです。できれば法律、指針、省令をセットにしたい。作成中のものはありますが、指針の部分が重要ですので、一緒にしたいと思います。

(井村会長)このプロジェクトチームに委ねて、ガイドラインの検討をしていくわけです。位田先生、座長として大変ご苦勞様ですが、よろしく願いいたします。

それでは3番目の議題、各省施策の進め方について、ご意見を伺いたいと思います。前回、各省の生命倫理施策の進め方について、説明だけしていただきました。前回の資料を基に、各省の施策の現状を事務局で一枚紙にまとめましたので、これを参考にさせていただいて、ご意見を賜りたいと思っています。それでは梅田参事官から説明をして下さい。

(事務局より資料4に基づいて説明)

(井村会長)これについて、何かご質問はありますか。脳死、臓器移植の検討は、厚労省でやっているのですか。この表はどちらかといえば、ヒト胚を中心としたものに限られているわけですか。

(事務局)臓器移植法という法律が既にありまして、その見直しが議論となっています。

(位田委員)この資料も公開されると思いますので、PAというような、一般の人が読んで分かりにくい表現は適当でないと思います。パブリック・アセスメントと書いていただきたい。若しくは日本語を書いていただきたいと思いません。

(井村会長)総合科学技術会議の専門調査会と各省で議論していることの間をどうしていくか、これから考えていかなければいけないわけですが、その際に、まず基本的な理念をどこまで議論すべきか、どの範囲まで議論すべきか、これはひとつ議題になると思います。先ほど島菌委員からご質問があったところですが、生命倫理のカバーする範囲はかなり広いので、全体を通じて一つの理念を議論をして、それに基づいて今後の各省の進め方を考えていくのか、それとも取り敢えず、ヒト胚も非常に大きな問題ですので、ヒト胚を中心にして議論を進めていくのか、そのあたりも問題になると思っています。

実は、生命倫理委員会が内閣総理大臣の任命でスタートしたのは、4年ほど前で、当時は森亘先生が委員長でした。その時、最初2度にわたって生命倫理全体についての議論をしましたが、とても収束しそうにないということと、元々生命倫理委員会の発足した動機はクローン技術の問題が出てきて、これに対して何とか早く意見をまとめなければいけないということがありましたので、結局一般論の議論は2度ほどで棚上げにして、その後はクローン技術の方に集中してしまいました。その後もいろいろなことが出て来て、各論ばかりやっているというご批判を受けるわけですが、各論は時間的制約があるので、それに議論を集中してきたわけです。今回の専門調査会の発足時に、ヒト胚全体のことについて議論をしましょうと提案をしましたが、そういう形で良いのか、それとも生命倫理全体について議論するのが良いのか、その辺ご意見をお伺いしたい。そういう議論をある程度した上で、各省との関係について、案を作りたいと思います。

(垣添委員) 私は3省庁合同のヒトゲノム倫理指針を取りまとめるに当たって、生命倫理全体の中に問題をどう位置づけるかという議論が、時間的な余裕もなく大変不消化なままであったことを未だに大変心苦しく思っています。今、座長からのご提案のように、生命倫理全体を総合科学技術会議の中で議論していただくと大変ありがたいですが、単にそれをすると大変散漫な議論になって、一つの結論に収斂することは難しいと思います。少なくとも何度かそういう場を設けて、胚の問題もゲノムの問題も含めて生命倫理全体の見取り図みたいなものを、特に各省庁との関連で、整理する必要が絶対にあると思います。

(位田委員) 私も垣添委員のご主旨に賛成で、生命倫理全体の問題がどういうものがあるか何回か議論をして、その中で、ある意味では優先順位をつけるような形で、例えばヒト胚を優先して議論するなら議論する、脳死からの臓器移植の問題をやるならやるというような形で、少しずつ具体化しながら進めていくのがいいのではないかと。最初からヒト胚をやりましょうと言っても、やはり生命倫理全体をどう考えるかということが、もう一つ背後にあると思いますので、何とか意見交換のような形で、生命倫理を議論できるといいと思います。

(相澤委員) 質問なのですが、何のために生命倫理を議論するのでしょうか。内閣府というのは行政ですね。行政の下にある生命倫理委員会が、生命倫理一般を語るのには少し違うような気がします。行政に反映させるために生命倫理を議論するのでないのでしょうか。どういう理解をしているのでしょうか。

(井村会長) これは、私の個人的見解を申し上げたいと思います。私は、本当は総合科学技術会議とは独立して、内閣府の中に生命倫理委員会が出来た方がいいのではないかと。というのは、これは専門調査会であって、実はここで決定する権限は何もないのです。そのために、ここで議論したことを本会議にあげて決定をするということになっています。本当は、独立した生命倫理委員会があって、そこがいろいろな意見を出していくのが望ましいと思っています。しかし、内閣府の中に新しい委員会を作ることは、内閣法の法律で決まっていなわけですから、非常に難しいことなので、取り敢えず便宜的にこの専門調査会を置いてやっているわけです。

なぜ全体の議論をした方がいいかということですが、内閣府にあるわけですから、ある意味では各省の生命倫理に関する委員会の上に立って、この専門調査会がいろいろな意見を言わなければいけない。その場合に、ヒト胚に関する問題、脳死・臓器移植に関する問題、死の判定の問題、あるいは人間を対象とした研究など、いろいろな問題があるものですから、私は簡単に結論が出ると

は思わないですが、一度全体像を議論した上で、今後この専門調査会と各省の倫理委員会の関係を整理していったらどうかと考えています。

行政機関がなぜ生命倫理の委員会を持たなければいけないかという問題ですが、これはやはり行政機関はいろいろな施策に責任を負わなければなりませんので、生命倫理という立場から十分検討をしておかないといけないということから、この生命倫理委員会を設けているわけです。諸外国も、大統領なり総理なりの任命による生命倫理委員会をもっているのは、政府の施策の妥当性を生命倫理の立場から議論をするためではないかと思えます。

(西川委員) 私自身基本的にもものの存在の在りよう、例えば日本の文化の在り様を、生命倫理委員会で議論してもほとんど意味がないのではないかと思っています。実際に、今問題になるのは、組み換え食品でも何でもいいのですが、科学技術の進歩に対して、一般の方あるいは違う意見を持っている方に対して、どういう形でものごとをプレゼントあるいはディスクロージャーできるかということ議論の方がより有意義だと思います。全体の仕組みの問題、先端の科学の実際に携わっている方から、どういう形で問題がきちっと上がってくるか保証できる仕組みについてディスカッションするのであれば、いくらでも時間をかけてやればいいのではないかと。相澤先生が言われるように何となく違和感を感じるのは、日本の文化が何かとかを議論すること。それをやり出すとほとんど問題が収集つかなくて終わる。ただ、いろいろな所に私たちが出かけて行って、いろいろな問題に触れるということは重要だと思っていて、それはこの会議の使命ではないかと思えます。

(島園委員) 審議をどういう枠組みの中でやっていくのが非常に気になりますので、今、井村会長が言われたようなことが総合科学技術会議の中で議論されているのかどうか。またそれが将来的に議論される展望があるのかどうか。これは従来省庁の分業体制、縦割りに対して、それとは異なるところで生命倫理の議論が必要だということで、科学技術会議の生命倫理会議が始まりました。これを受けたにもかかわらず、科学技術会議の時よりもむしろ権限が小さくなっているようなので、今後この調査会の体制をどうしたらよいかという大前提になりますので、もちろんこれは法律や予算が関わるということですので、今回でなくても結構なのですが、現在の調査会の体制では不十分ではないかということをお知らせしていただきたいと思います。

今、科学系の先生方からのお話ですが、私は日本文化論とかをやりたいのではなくて、倫理の問題について国民に分かるように議論をすることになると、文化的な背景が必要なのだと。それにもかかわらず、今までの調査会の運営の

中で、十分に国民の意識が反映できるような、倫理的な問題を生活のレベルに密着したところで考えられるような、そういうことがうまく行っていないと思います。生死について考えることは、やはり文化的なものと接触せざるを得ないので、まず大前提から出発するかどうかについては私も、プラクティカルなことから考えていくという方針も十分あり得ると思います。

(相澤委員) 島蘭先生、私は文化的な背景について議論するなどは言っていません。それは当然議論されることになると思います。ただ、文化的背景についての生命倫理をこの委員会でもし出すとするのならば、それはおこがましいことですということをもしる申し上げたいのです。当然そういう議論がされて、それを踏まえた上で、どう行政的なことに反映させていくかということは、当然議論されると思います。

(西川委員) 私も同感で、文化的な問題がある意味では科学的に、たぶん社会学であるとか、そういう手法で、きちっと行われていくような方向に持っていくという提言がこういうところから出てくる可能性が十分あると思います。アプリアリに何か大前提として文化的な問題を持ってきて議論するというのは、極めて危険だと思っています。

(石井(美)委員) 最初に何回か生命倫理全体を議論することよりは、どういう形のものにまとまるかということについて今見通しが無いわけですが、出来れば個々のものに対して対応するというものではなくて、生命倫理の全体について将来的に一貫した考え方を提言できるような議論をするべきではないかと思っています。その中で、クローン技術、特定胚、ES細胞は始めてしまったわけですが、その時も常にヒト胚について全体をどうするのかということはやらなくてはいけない。しかしヒト胚だけで出来るかといえ、ヒト胚が重要だとすれば、それより進んだ段階の胎児についての実験について何の規制もない現状をどうするのか。そういうことを抜きには論じられない問題ですので、全体を考えることは必要だと思います。それは前提として考えるだけではなくて、将来的に国として統一的な何かを目指すという方向で議論をしていただきたいと私は思います。

(位田委員) 今の何人かの先生方のご議論を聴いていて、生命倫理とはまず何であるのか、生命倫理を議論するのならどういうふう議論するのか、どういう順番であるのか。ここの生命倫理専門調査会で何をするのかということさえ、実は意見の一致を見ていないので、まずそこから議論をはじめて、その次に何

をするのか。当然ヒト胚の問題はやらないといけないことははっきりしていますが、まず一体我々は何を議論するかというところを手がかりにして、生命倫理の議論を始めたかどうかというのが私の提案です。ただ、先ほど石井美智子委員が言われたように、あまり一般的に我が国における生命倫理というのはこういうものですよというのは、非常にまとめにくいと思いますし、現段階において、例えば一年後にそれをまとめろと言われても難しいと思います。具体的には、例えばヒト胚ならヒト胚を深く議論をして、ヒト胚についてはこう考えましょう、臓器移植についてはこう考えましょう、という形で処理をしていかなないと仕方がないと思います。それが全部まとまった段階で、はじめて日本の生命倫理というのはこうですよという全体像が見えてくる。そこは順番の問題かも知れませんが、最初から全体をまとめてしまうのか、やはりある程度大枠にくくりながら、議論をしていくのかというのは考えておくべきだと思います。

(南委員) 私も生命倫理について議論、広く議論する場が絶対必要だということはあるまでもないことだと思います。私も、ヒトゲノムの議論に関わらせていただく中で、自分自身が持っている背景と知識の中でものを考えました。個人個人皆さんそうですから、国民は皆それぞれ持っている生命倫理のイメージがあります。これだけ生命科学が社会的に重要な意味を持つ議論になったにもかかわらず、個別に持っているイメージが非常に異なっているのが現実で、やはり各論の動きにも則しながら、なおかつ総論的にもきちんと議論を尽くしていく必要があると思います。現在のところはこの場で議論するのであれば、非常に開かれた議論として国民にも反映すると思いますので、いろいろな意見を国民の間からも吸い上げて、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

(町野委員) 生命倫理の問題を議論して、ひとつの話をまとめるのは、かなり難しいと思います。今問題なのは、こういう格好で今までいくつかの生命倫理的決定を政府の中でやってきて、このやり方が本当に妥当であったのかということであり、それを一回議論すべきではないかということです。それは国民の意識をどれだけ吸収するかということから始まって、PAの問題、大きな理念の問題、審議会の問題等いろいろあります。今はまだ歩き出した段階ですので、この方向でいいのかということは一回は考えておく必要があると思います。

(鷲田委員) 倫理の問題を行政の中で考えるのは、非常に難しいことでして、倫理というのは、概念的に対象化できる部分と、何となく抵抗があるという違和感のような部分といった、曖昧かもしれないが、歴史の中で多分こういうことだろうと積み上げてきた国民の了解みたいなものもあると思うのです。そう

という意味では、議論は果てしなく底がないもので、もちろんそういう議論というのは大事ですし、こういう委員会という形を採らないところで議論しないといけないと思います。委員会という形でやる時には、例えば今回の答申で一番問題になったことは「人の尊厳を侵すことのないように」ということですが、それが全ての条項に効いてくるものですから、私たちは一体何を共通の理解として念頭におくかという概念的なことをある程度はつきり了解事項として、少し詳しく規定できるように努力すべきという感じがします。その時に議論の中で、違和感を持つというようなことも、議論の中に入ってきたらよいのではないかと思います。

(桑原議員) 私は全体に大きな考えをまとめていくことに大変意義があるし、賛成です。科学技術という立場でいうと、科学技術はいろいろ生まれてくる可能性を全部示して、あるいは示し続けて、倫理の問題というのはその人たちだけで考えてはいけない問題であろうと思うのです。今国が総合科学技術会議を便宜的に使おうとしています。私にはそう思える、何もかも全部ここへ来るような感じがするのですが、倫理の問題というのは現実の分野を含めて別の次元で、歴史とか文化とか国際的な関係とかに関わるとは思います。いろいろところで議論されるべきという基本的な考えを頭に置いて、ある時期、別の手段でするといいと思います。今、そういう視点が重要でないかと思います。

(井村会長) 今日は3つの省から来ていただいておりますが、こういった問題について何か各省の議論の中で出ていますか。

(経済産業省) 例えば特許における生命倫理の問題、(strikethrough: 法の下での) 人体特許という言葉を使って、人体を使ったものについての特許の是非について、これから大きな問題になってくると思いますが、これを果たして、我々の特許という側面だけから処理が可能なのかどうかといった議論に際して、その概念的なベースとして、今議論されようとしている広い意味での生命倫理のものの考え方があれば、結論を導き出せるとは思います。

(厚生労働省) 例えば、精子・卵子・胚等の提供による生殖医療の制度の整備、検討におきましても、生命倫理をどう扱うかといったこととの関わりについても議論がなされましたが、なかなかそもそも論ということでは結論が出てこないというところもあります。また他の検討についても、こちらの会議と同じように目的を持ったものについては方向を出していくという形で進みますが、そもそも論ということについてはそこまで踏み込んで議論して結論に達するよう

な形にはならないといった状況です。

(文部科学省) 科学技術・学術審議会というところで、生命倫理・安全部会というのがありますので、そこでも生命倫理について非常に重要だという認識はあります。一方で、こちらの生命倫理専門調査会の関係をどうするのかといった、政策的にどう役割分担するかといった問題が上がっています。それから、生命科学を非常に重視して進めていますので、いろいろな倫理的な問題が発生するだろうということで、いろいろな政策を進めているところです。また倫理委員会を各大学あるいは各研究機関に作ることにしていますが、そういったところでの人材の養成をどうしたらいいのかといった問題も出てきているところです。それから、今度答申いただくヒトES細胞指針ですが、これは私ども審査をすることになりますが、まさにスタート台に立ったと考えているところです。それから、科学技術振興調整費を活用して、倫理問題についても調査、研究をして、専門調査会にもご報告をしたいと考えています。

(石井(紫)議員) 私は生命倫理というものを内包外延がはっきりした実態として捉えることは、生産的ではないと思います。新しい技術が出来たとか、新しい法的な制度を作るといような営みとの接点において、そこであぶり出されてくる問題がいろいろなところに生じてくる。それが生命倫理の問題であって、例えば刑罰としての死刑はどうかという、これも広い意味の生命倫理の問題なので、全体を見通すということ自体が、そもそも無理と言いますか、かえって危ないことになりかねない。当方で議論することは、まさに科学技術という人間の営みと生命の問題を、科学技術という接点で見るのがこの使命ではないかと思っています。それが文科省の審議会とどういう関係があるかということ、おそらく臨床の方、あるいは産業化の方、基礎的研究より広い科学技術のコンテクストで見ていくのが、この使命なのかと思っています。

(井村会長) いろいろな貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。島蘭委員の質問に対しては、ともかく内閣府及び総合科学技術会議が発足したのは、本年1月です。だから、様々な問題を抱えながら現在動いているわけですし、今すぐにこのシステムを変えることには無理があると思っています。私個人の考え方は先ほど申し上げたとおりですが、当分の間は今のシステムで試行錯誤しながらやっていかざるを得ないと考えています。他省庁との関係という面を見た場合には、総合科学技術会議の中にあつた方が良い場合もあるわけですし、独立していると省庁との関係が薄くなるというデメリットもあり得ると思いますので、その辺のことも十分考えながら、国の生命倫理委員会ないしは

専門調査会のあり方を今後考えていく必要があると思います。今すぐに方向を出す問題ではないわけですが、これについてはいろいろなご意見を出していただいて、それを参考にしながら、少し時間をかけてゆっくり議論をしていかないといけないだろうと思っています。

生命倫理全体について議論をして、何らかの結論を出せるとは私は考えていません。非常に広い問題ですし、倫理というものはそもそも個人の信仰、信条、あるいは歴史、あるいは民族の文化と非常に深く関わっていますから、絶対的なものを出すことはなかなか出来ないだろうと思うわけです。しかし、これからヒト胚についての議論を始めるに当たって、一度生命倫理の全体像を見渡してみ、議論を試みる。あるいは何人かの識者の意見を聞くことには意味があるとは考えていて、先ほどこういったことを提案させていただいたところです。私は医療の現場にいたが、実際の現場になりますと、今度は患者さんの立場というのがあるのです。これは全く違った立場になることがあるわけです。そういうことから考えて、いろいろな人の意見を聞いてみることは、良いことだと思います。ただ、時間の関係などありますので、これからの進め方は少しお任せいただいて、考えたいと思います。ヒト胚の検討を始める前に、少しジェネラルな議論を試みることもいいのではないかと考えていますので、また少し考えさせていただきます。

予定の時間を超過いたしまして大変失礼いたしました。次回は8月29日にお願いしています。

(事務局)プロジェクトチームの会合は、先生方に日程を取らせていただきまして、29日とは別にお願ひしますので、よろしくお願ひします。